

特別医療費助成制度の見直し案に係る再度の意見募集等の 実施結果について

平成19年8月2日
障害福祉課

1 パブリックコメントの応募状況

(1) 意見募集内容

特別医療費助成制度の見直し(案)について

(2) 意見募集期間

平成19年6月8日(金)～6月30日(土) ※意見受付は7月6日まで延長

(3) 応募件数

受付件数112件(賛成意見12件、反対意見98件、その他2件)

2 意見交換会の実施状況

	東部会場(6月25日)	中部会場(6月29日)	西部会場(6月26日)
参加者数	84名	56名	80名

3 主な意見

(1) 障害児・者の区分について

【今回の見直し案に賛成】

○見直し全般について

・低所得者への支援は必要だが、それ以外の者は応分の負担をするべき。

○入院時食事療養費標準負担額の助成廃止について

・入院している精神障害者の方は、ほとんどが年金を受給している一方、食費を払っておらず、院外で生活をしている方との差がありすぎる。

・入院時の食事負担は、健康な時でも必要なので当然のことと受け止める。

【今回の見直し案に反対】

○見直し全般について

・障害があると民間の医療保険に入れない。

・年金以外に収入がなく、負担が増えると生活が出来なくなる。

・住民税増税などにより負担が増えている。

・通院すると交通費、入院するとおしめ代、付添い等の費用が必要。県外での受診が必要な場合もあり、さらに費用がかかる。

・透析患者は透析の期間が長くなれば、合併症の発症が多くなる。

・透析患者や精神障害の方だけ全額助成とするのは不公平。

○所得制限の導入について

・所得制限の基準を引き上げてほしい。

○一部負担金の導入について

・月額負担上限額を引き下げてほしい。

・障害者は病院に多くかかることがあり、課税世帯であっても負担が大きい。

○入院時食事療養費標準負担額の助成廃止について

・病院での食事は治療食である。(例：糖尿病等の患者のカロリー制限の食事)

・障害者の夫婦の一方が入院した場合、家だけでなく病院でも余分に食費がかかる。

・食事療養費標準負担額について全額助成ができなければ、減額制度を設けてほしい。

【その他】

- ・精神保健福祉手帳2級の人も、本制度の対象としてほしい。
- ・財源の確保は、無駄と思われる事業の見直しで可能。
- ・生活保護にならないよう制度設計を求める。

(2) 小児について

【今回の見直し案に賛成】

- ・子育て家庭にとって大変助かる。

【今回の見直し案に反対】

- ・子育て家庭を支援するため、別の支援の必要な人たちの負担を増やすというのは矛盾。

【その他】

- ・無料にすると、救急でない時間外受診が増えて制度が崩壊する恐れがある。一部負担金を据え置いて小学校、中学校までに対象を広げてはどうか。
- ・入院時の一部負担金1,200円/日は負担が大きいため、障害の区分のように月額負担上限額をつくるよう見直してほしい。

4 今後の対応

パブリックコメントの意見を踏まえ、助成事業の実施主体である市町村と協議の上、鳥取県特別医療費助成条例の一部改正案を9月議会に提案する。